

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年5月27日

印西市監査委員 小野寺 浩 一

印西市監査委員 藤 代 武 雄

令和元年度第 1 回定期監査

【監査結果】

指導事項 1 件

課等名	指導事項	措置事項
商工観光課	事務処理の不備による支払遅延の事案が見受けられましたので、事務改善・確認体制の強化を図り、再発防止に努めていただきたい。	指摘後、商工観光課内において、支払い事務については、複数名で支払い状況を確認することを全職員に周知した。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を行うよう徹底した。

措置結果通知日 令和 2 年 5 月 2 5 日